29 アルコール健康障害対策基本法の概要

酒類は国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであり、その伝統と文化は国民の生活に深く浸透しています。その一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となります。そして、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるだけでなく、その家族に深刻な影響を与えたり重大な社会問題を生じさせたりするおそれがあります。

このため、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成26年6月1日にアルコール健康障害対策基本法が施行され、平成28年5月31日にはアルコール健康障害対策推進基本計画が閣議決定されました。

同法においては、国等は国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるための事業の実施に努めるとともに、酒類の製造又は販売を行う事業者は、国等が実施するアルコール健康障害対策に協力することとされております。また、基本計画では、国は酒類業者に対し、20歳未満の者への販売の禁止の周知徹底や指導を行うほか、酒類業界は、不適切な飲酒を誘引することのないよう、広告・宣伝に関する自主基準の見直しや表示・販売に関する自主的な取組を講ずることが盛り込まれています。

(注) アルコール健康障害とは、アルコール依存症その他の多量の飲酒、20 歳未満の者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいいます。





同法においては、国民の間に広くアルコール 関連問題に関する関心と理解を深めるため、 毎年11月10日から16日までを「アルコール 関連問題啓発週間」と定めています。

平成26年6月1日施行 アルコール健康障害対策基本法【概要】(平成25年法律第109号)

当时 部1体

酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し あるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健 東障害対策の基本となる事項を定めること等により、**アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進**して、国 ている一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題で 民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

定義 第2条

アルコール健康障害:

アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心勢の食の健康障害

基本理念 第3条

アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害対策を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援

アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、 虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携が図 られるよう、必要な配慮

アルコール関連問題啓発週間 第10条

国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間(11月10日から16日まで)を設ける。

責務 第4~9条

国・地方公共団体・国民・医師等・健康増進事業実施者の責務とともに、 事業者の責務として、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に 配慮する努力義務

都道府県アルコール健康障害対策推進計画:

都道府県に対し、策定の努力義務 変更しようとするときは、厚生労働大臣が関係行政機関の長に協議するとともに、アルコール健

基本的施策 第15~24条

アルコール健康障害対策推進基本計画 (平成28年5月31日閣議決定)

アルコール健康障害対策推進基本計画等 第12、14条

康障害対策関係者会議の意見を聴いて、案を作成し、閣議決定。

教育の振興等/不適切な飲酒の誘引の防止/健康診断及び保健指導/医療の充実等/飲酒運転等をした者に対する指導等/相談支援等/社会 復帰の支援/民間団体の活動に対する支援/人材の確保等/調査研究の推進等

アルコール健康障害対策推進会議 第25条

内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁その他の 関係行政機関の職員をもって構成し、連絡調整を行うアルコール健康障害 対策推進会議を設置

アルコール健康障害対策関係者会議 第26、27条

専門家、当事者等の委員で構成され、厚生労働大臣が任命するアルコール健康障害対策関係者会議を設置。基本計画の変更における厚生労働大臣への意見具申、アルコール健康障害対策推進会議の連絡調整に際して意見具申を行う。